

特別養護老人ホーム青空 指定短期入所生活介護・
指定介護予防短期入所生活介護【併設型・空床利用型】

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(栃木県指定第0970201703号)

当事業所はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1、施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 足利むつみ会
- (2) 法人所在地 栃木県足利市利保町49-4
- (3) 電話番号 0284-43-0414
- (4) 代表者氏名 理事長 阿由葉 寛
- (5) 設立年月日 昭和59年12月19日

2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
栃木県 0970201703号 (平成19年7月1日指定)
- (2) 事業所の名称 特別養護老人ホーム青空
- (3) 事業所の所在地 栃木県足利市島田町801
- (4) 電話番号 0284-73-0029
- (5) 管理者氏名 阿由葉 誠
- (6) 併設事業
 - 〔指定介護老人福祉施設〕 栃木県指定0970201703号
 - 〔指定認知症対応型通所介護事業所〕 栃木県指定0990200115号
 - 〔指定居宅介護支援事業所〕 栃木県指定0970201737号

(7) 当事業所の目的及び運営方針

要介護状態（介護予防にあつては、要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利

利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護等を提供することを目的として、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担を軽減いたします。

(8) 開設年月 平成19年7月1日

(9) 利用定員 10人

(10) 通常の事業実施地域 足利市

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しております。利用される居室は全室個室で、10人の方々を1ユニットとして生活支援を行います。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	10室	
共同生活室	1室	
食堂	1室	共同生活室兼用
医務室	1室	
浴室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

※居室の変更については、ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合に、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(12) 併設型・空床利用型について

①併設型：特別養護老人ホーム青空の3丁目で短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの提供を行います。

②空床利用型：特別養護老人ホーム青空の1丁目・2丁目・5丁目・6丁目・7丁目・8丁目の空室を使用して短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの提供を行います。

3、職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況（特養の配置状況を引用）>

職 種	職 員 数
1 管理者	1名

2 事務長	1 名
3 医師	1 名（非常勤）
4 生活相談員	1 名
5 看護職員	1 名以上
6 介護職員	4 名以上
7 栄養士	1 名
8 機能訓練指導員	1 名
9 事務員	2 名

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1.介護職員	早 7:00~16:00 日 10:00~19:00 遅 13:00~22:00 夜 21:45~7:45 非常勤 8:00~22:00 内 5 時間程度
2.看護職員・その他	8:30~19:00

4、当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

<input type="checkbox"/> 利用料金が介護保険から給付される場合 <input type="checkbox"/> 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険の給付の対象となるサービス）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 入浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 送迎サービス

ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施
 施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) サービス利用料金

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費
 額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護
 度に応じて異なります。）

[基本料金 1日当たり]

令和6年4月1日改定

<1割負担の方>

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご利用者の要介護度と サービス利用料金	5,290 円	6,560 円	7,040 円	7,720 円	8,470 円	9,180 円	9,870 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	4,761 円	5,904 円	6,336 円	6,948 円	7,623 円	8,262 円	8,883 円
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	529 円	656 円	704 円	772 円	847 円	918 円	987 円

<2割負担の方>

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご利用者の要介護度と サービス利用料金	5,290 円	6,560 円	7,040 円	7,720 円	8,470 円	9,180 円	9,870 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	4,232 円	5,248 円	5,632 円	6,176 円	6,776 円	7,344 円	7,896 円
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	1,058 円	1,312 円	1,408 円	1,544 円	1,694 円	1,836 円	1,974 円

< 3割負担者の方 >

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	5,290 円	6,560 円	7,040 円	7,720 円	8,470 円	9,180 円	9,870 円
2. うち、介護保険から給付される金額	3,703 円	4,592 円	4,928 円	5,404 円	5,929 円	6,426 円	6,909 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	1,587 円	1,968 円	2,112 円	2,316 円	2,541 円	2,754 円	2,961 円

[加算料金]

加算内容	利用料金	自己負担分	備 考
送迎加算 (片道)	1, 840 円	184 円	1 回につき
サービス提供体制強化加算	220 円(60 円)	22 円(6 円)	1 日につき
看護体制加算	40 円	4 円	1 日につき (空床利用時)
療養食加算	80 円	8 円	医師の食事箋に基づき (1 食につき)
緊急短期入所受入加算	900 円	90 円	1 日につき (7 日限度)
介護職員等処遇改善加算	1 月につき所定単位数の 14%		

(3) 利用料金の補足

- ① ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます (償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ② 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。
- ③ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定書に記載してある負担限度額とします。
- ④ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(4) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 (介護保険の給付対象とならないサービス)

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により栄養並びにご利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・食事時間は次のとおりです。

朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

- ・食費は、利用者の方の市町村民税の負担状況等により、負担額は異なります。
なお、利用者お1人おひとりの健康・栄養状態に基づいた栄養管理費用については、介護保険の給付対象となります。

② 理髪・美容

理容師・美容師の出張による理容・美容サービスをご利用いただけます。
なお、利用料金 要した費用の実費をいただきます。

③ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
なお、利用料金は材料代等の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものについては、ご負担いただきます。
なお、おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

⑥ 滞在費

当事業所は、すべての居室が「ユニット型個室」ですので、ご負担していただく居住費の内訳は居室料及び水道光熱費です。ご利用料金は、ご利用者の方の市町村民税の負担状況等により負担額は異なります。

⑦ 送迎実費

通常の事業実施地域を越えた区間につき、1kmあたり50円を徴収させていただきます。
なお、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(5) 利用料金のお支払い方法

前4の(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額を

お支払いください。

- ① 金融機関口座からの自動引き落とし
- ② 下記指定口座への振り込み

足利銀行 足利支店 普通預金 3629979

社会福祉法人 足利むつみ会 特別養護老人ホーム青空ショートステイ
施設長 阿由葉誠

(6) 利用の中止、変更、追加

- ①利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。
- ②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として当日の利用料金の1割または2割（自己負担分相当額）をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ③サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ④ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5、事故発生時の対応

ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、利用者のご家族等や関係市町村へ速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

6、利用にあたっての留意事項

当事業所のご利用にあたっては、利用者の共同の生活の場としての快適性、安定性を確保するため、下記の事項をお守りください。

- (1) 外出するときは、あらかじめ所定の様式により届け出てください。
- (2) 利用者は、事業所の清潔、整頓その他環境衛生の保持に協力するものとします。
- (3) 事業所、設備の使用上の以下の事項
 - ア 宗教や信条の相違などで他人を攻撃したり、又は自己の利益のために、他人の自由を侵すこと。
 - イ けんか、口論、泥酔等により、他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - ウ 施設の秩序又は風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - エ 指定した場所以外で火気を用いること。

オ 故意に施設や物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

7、虐待防止の措置

ご利用者の人権を擁護し、虐待の発生等を防止します。

8、身体拘束等の適正化

ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態、日時、ご利用者の心身の状況、又は緊急やむを得なかった事由を記録します。

9、苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

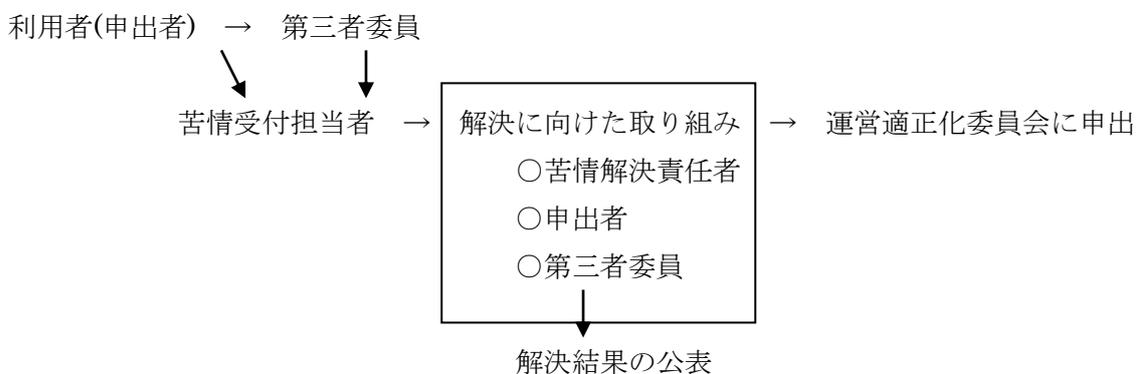
当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 電話番号 0284-73-0029
生活相談員 源田 晃仁

○受付時間
毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30
また、苦情受付ボックスを事業所内に設置しています。

○第三者委員 小林 静子 0284-73-1817
高橋 良男 0284-62-8061

<苦情処理の進め方>



(2) 行政機関その他苦情受付機関

足利市元気高齢課	所在地	足利市本城3-2145
----------	-----	-------------

	電話番号 受付時間	0284-20-2136 8:30~17:15
栃木県国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル 6F 028-622-7242 9:00~17:00
栃木県運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ [®] 内 028-622-2941 9:00~16:00
安足健康福祉センター	所在地 電話番号 受付時間	足利市真砂町1-1 0284-41-5900 8:30~17:15

10、第三者評価の実施状況

第三者評価は受審していません。

11、その他運営に関する重要事項

- (1) ご利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、家庭生活との継続性を重視した適切なサービスを提供するため、職員の勤務体制を定めます。
- (2) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう適切な措置を講じます。

以上、指定短期入所生活介護サービス等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 足利市利保町49-4
 名称 社会福祉法人 足利むつみ会
 理事長 阿由葉 寛
 特別養護老人ホーム青空 ㊞

説明者 職名 生活相談員
 氏名 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス等の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

ご利用者（契約者）住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

家族代表者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

（ご利用者との続柄 _____ ）

この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等もを行います。

1名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご利用者の機能訓練を担当します。

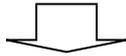
1名の機能訓練指導員を配置しています。

2. 契約締結からサービス提供までの流れ

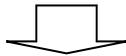
(1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、

「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

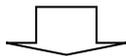
①当事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)に短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



②その担当者は短期入所生活介護計画の原案について、ご利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくはご利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご利用者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。



④短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご利用者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。
(償還払い)

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービス提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。
(償還払い)

要支援、要介護と認定された場合

- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援介護等必要な支援を行います。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

自立と認定された場合

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービス事業者の料金は全額自己負担となります。

3. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を請じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

4. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(3) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

ア. 協力病院

- | | |
|----------|----------------------|
| ①医療機関の名称 | 長崎病院 院長 長崎 秀彰 |
| 所在地 | 栃木県足利市伊勢町1丁目4番地7 |
| 診療科 | 内科、外科、泌尿器科、整形外科 |
| ②医療機関の名称 | イムス太田中央総合病院 院長 福島 弘樹 |
| 所在地 | 群馬県太田市東今泉町875-1 |
| 診療科 | 内科、外科、整形外科、脳神経内科、外科等 |
| ③医療機関の名称 | 本庄記念病院 院長 本庄 宏 |
| 所在地 | 栃木県足利市堀込町2859 |
| 診療科 | 内科、外科、皮膚科、整形外科等 |

イ. 協力歯科医院

- | | |
|----------|---------------------|
| ①医療機関の名称 | 屋代歯科医院 院長 屋代 光巧 |
| 所在地 | 栃木県足利市通2-2630 |
| ②医療機関の名称 | おおわ歯科クリニック 院長 大輪 正広 |
| 所在地 | 栃木県足利市利保町1-14-9 |

5. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者のご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。